

令和7・8年度建設工事競争入札参加者資格審査基準

○ 審査の方針

建設工事に係る競争入札参加資格等級格付のための審査は、客観的要素の評定数値と技術・社会的要素の評定数値を総合して行うものとする。

○ 対象工事種別

(1)等級格付を行う工事種別（以下「工種」という。）は、一般土木、舗装、建築、電気及び管工事とする。

(2) 等級格付は、次の区分に基づき、工種ごとに定めるものとする。

区 分	A	B	C
一般土木工事	1100点以上	800点以上	800点未満
舗装工事	1100点以上	1100点未満	
建築工事	930点以上	750点以上	750点未満
電気工事	830点以上	830点未満	
管工事	980点以上	980点未満	

○ 等級格付に係る審査項目及び基準

(1) 客観的要素の評定

客観的要素の評定数値は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項の規定による経営事項審査における総合評定値（P点）とする。

$$P = (0.25 \times X1) + (0.15 \times X2) + (0.2 \times Y) + (0.25 \times Z) + (0.15 \times W)$$

X1：完成工事高評点 Z：技術力評点 X2：経営規模評点

W：その他評点 Y：経営状況評点

等級格付を行う工事に対し、複数の建設工事の種類の評点がある場合は次に掲げる方法により再計算した値とする

ア 完成工事高に係る評点(X1)は、等級格付を行う工種に対応する建設業許可業種の完成工事高の合計金額に応じた評点とする。

イ 元請完成工事高及び技術職員数に係る評点(Z)は、等級格付を行う工種に対応する建設業許可業種の評点(Z)のうち、最高点とする。

(2) 技術・社会的要素の評定

技術・社会的要素の評定数値は、次に掲げる評価項目及び基準により算出するものとする。(概要は別紙6のとおり)

ア 工事成績点

- 1) 工事成績点は、当該申請者が令和3年12月1日以降に岩見沢市と請負契約を締結し、令和6年11月30日まで(以下、この間を「対象期間」という。)に完成した工事及び対象期間以前に請負契約を締結し、対象期間内に完成した工事における評定点(岩見沢市請負工事成績評定要領(平成16年3月16日企画財政部長決定)による。)を工種別に平均した値(A)に基づき、次式により算出された数値とする。ただし、平均値(A)に小数点以下の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{工事成績点} = ((A) - 65) \times 7 + 65$$

- 2) 対象期間内に当該工種に係る評定点を有しない申請者の工事成績点は、次のとおりとする。

(ア) 申請者が対象期間を工期に含む工事を受注していた場合には、当該工事の評定点を65点とみなして工事成績点を算出する。

(イ) 対象期間を工期に含む工事を受注していない場合には、工事成績点を50点とする。

イ 技術点

- 1) 審査基準日において、対象工種に対応した建設業許可業種に係る国家資格等を有する職員(本市の入札参加資格者名簿に登載される営業所に在籍する者に限る。)の数に応じて、技術点を付与する。(具体的な資格の名称等は別紙4に掲載。)

- 2) 技術点は、1)の職員を次のいずれかに区分して得られた値を合計した数値とする。ただし、複数の区分に該当する職員にあっては、合計点が最大となるように区分するものとする。

① 建設業法第15条第2号イに該当し、かつ、これに係る国家資格等の取得後10年を経過している者の数に7を乗じる。

② 建設業法第15条第2号イに該当する者(①に該当するものを除く。)の数に5を乗じる。

③ 建設業法その他の法令に基づく試験の合格又は免許等の取得により、建設業法第7条第2号ハに該当することとなった者の数に3を乗じる。

④ 建設業法その他の法令に基づく試験の合格又は免許等の取得後、建設業法施行規則に定められた実務経験を経て建設業法第7条第2号ハに該当することとなった者の数

3) 技術点は、100点を超えないものとする。

ウ 社会貢献点

1) 申請者が企業として組織的に取り組んだ社会貢献活動等に対し、社会貢献点を付与する。

2) 社会貢献点は、次に掲げる評価項目及び基準により付与する。

① 審査基準日（随時申請にあっても定期の申請の審査基準日とする。以下同じ。）において、本市との間で災害時における防災活動に関する協定を締結している場合（申請者が加入する団体によるものを含む。）に、5点を付与する。

② 申請者が審査基準日以前の1年間に本市内で行った奉仕活動又は地域貢献活動（活動内容を客観的に確認できるものに限る。）に対し、1件につき7点を付与する（3件を上限とする）。（付与基準は別紙5を参照のこと。）

③ 市内業者で以下の要件を満たす者に対し、付与する。

(1) 保護観察対象者等を雇用し、改善更生に協力する協力雇用主として札幌保護観察所に登録を完了している場合は2点を付与する（ただし、審査基準日の前日までに登録を完了していること）。

(2) (1)の要件を満たし、審査基準日以前の2年間に保護観察対象者等である同一人を3か月以上雇用した実績がある場合は3点を付与する。

④ 申請者が令和5年10月1日から令和6年11月30日までの間に本市と除雪業務の請負契約（契約検査管理課が入札等を執行したのものに限る。）を締結している場合、一般土木工事について、年度毎に各7点を付与する。

⑤ 申請者が審査基準日において、本市における冬期間の給水管凍結修繕当番業務又は公道内水道故障修繕当番業務の協力業者となっている場合、管工事について、各7点を付与する。

⑥ 道内業者（受任者の場合は受任者が登録）で審査基準日において、環境問題への取り組みとして、以下のいずれかに登録している場合に5点を付与する。

(1) 北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門

(2) ゼロカーボン・チャレンジャー

(3) エコアクション21

⑦ 道内業者（受任者の場合は受任者が登録）で建設業労働災害防止協会への加入をしている場合に5点を付与する。

エ 雇用対策点

雇用対策点は、次に掲げる評価項目及び基準により付与する。ただし、(2)のアの平均値(A)が65点未満の者に対しては、雇用対策点を付与しない。

- ① 市内業者である場合に付与するもので、審査基準日現在における営業年数（1年未満を切り捨てる。）に2を乗じた値とする。ただし、30点を超えないものとする。
- ② 市内業者で経済産業省の健康経営優良法人の認定を受けている者に対して、5点を付与する。
- ③ 市内業者で障がい者雇用を促進し、以下のいずれかの要件を満たす場合に5点を付与する。
 - (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定による障がい者雇用状況の報告義務があり、法定の障がい者雇用率を超える障がい者を雇用している場合。
 - (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による障がい者雇用状況の報告義務はないが、同法の基準に基づく障がい者を1人以上雇用している場合。
- ④ 市内業者で働き方改革の推進への取り組み、以下のいずれかに該当する者に対して5点を付与する。
 - (1) 北海道働き方改革推進企業に認定
 - (2) 育児休業制度について、就業規則、労働契約等に定めがあること
 - (3) 介護休業制度について、就業規則、労働契約等に定めがあること

オ 指名停止による減点

- 1) 申請者が審査基準日以前の2年間に岩見沢市入札参加資格者指名停止基準（平成7年3月4日市長決定）に基づく指名停止措置を受けた期間がある場合、その期間1か月につき7点を減ずる。ただし、1か月未満の端数については、これを切り上げるものとする。
- 2) 複数回の指名停止を受けている申請者については、各回の期間（1か月未満の端数切り上げ後）の合計により、減点値を算出するものとする。

○ その他

- (1) 等級格付の審査の結果、前期の格付等級に比し、下位に2階級以上変動がある場合は、1階級の変動にとどめるものとする。
- (2) 一般土木工事及び建築工事について、申請者が各工種に対応する土木一式工事又は建築一式工事に係る特定建設業の許可を有していない場合には、Aランクの格付を得ることはできないものとする。